

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○知事等及び職員の特例に関する条例第三条の規則で定める区分を定める規則	(人事課)	一
○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	(市町村課)	一
○環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	(環境対策課)	二
○ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
○救護施設条例施行規則を廃止する規則	(社会福祉課)	二
○養護老人ホーム条例施行規則を廃止する規則	(長寿社会政策課)	三
○特別養護老人ホーム条例施行規則を廃止する規則	(同)	三
○乳児院条例施行規則を廃止する規則	(子育て支援課)	三
○薬用植物園条例施行規則を廃止する規則	(薬務課)	三
○後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則	(国保医療課)	三
○国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	四
○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則	(新産業振興課)	四
○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(住宅課)	五
○証紙規則の一部を改正する規則	(会計課)	六
告 示		
○道路占用料規程の一部を改正する告示	(道路課)	六
○手数料条例第二条第一項の表二百九十一項1の知事が指定する者について	(住宅課)	七

ページ

知事等及び職員の特例に関する条例第三条の規則で定める区分を定める規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十一号

知事等及び職員の特例に関する条例第三条の規則で定める区分を定める規則

知事等及び職員の特例に関する条例(平成二十三年宮城県条例第十一号)第三条の規則で定める区分は、次の表のとおりとする。

区 分	割 合
宮城県人事委員会規則七・十八(管理職手当)第一条第一項に規定する職に係る同条第二項の規定による区分(以下「管理職手当に係る区分」という)が一種又は二種の職を占める職員	百分の五
管理職手当に係る区分が三種の職を占める職員	百分の四
管理職手当に係る区分が一種、二種又は三種の職以外の職を占める職員	百分の三

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十二号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則(平成十四年宮城県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第十九項中、「別表第二十七号」を、「別表第二十八号」に、「氏名等の変更届」を、「届出」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中、「別表第二十六号」を、「別表第二十七号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中、「別表第二十五号」を、「別表第二十六号」に改め、同項第一号中、「これらの」の下に、「者の産業廃棄物税等に係る」を加え、同項第五号中、「占有している第三者」を、「占有する第三者」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中、「別表第二十四号」を、「別表第二十五号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中、「別表第二

第十三号」を、「別表第十四号」に改め、「訴訟の費用に充てる」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「別表第十二号」を、「別表第十三号」に改め、同項第二号中「登録事項の変更の」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「別表第十一号」を、「別表第十二号」に改め、同項第二号中「年金受給権者の現況に関する」を削り、同項を同項第三号とし、同項第一号中「年金受給権者の死亡の」を削り、同項を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加え、同項を同条第十四項とする。

一 加入者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

第十一条第十二項中「別表第十二号」を、「別表第十一号」に改め、「氏名又は住所の変更の」を削り、「事実」の下に「について」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「別表第九号」を、「別表第十号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「別表第八号」を、「別表第九号」に、「身体障害者」を、「身体障害者等」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「別表第七号」を、「別表第八号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「別表第六号八」を、「別表第七号八」に、「自動車税、鉦区税、自動車取得税及び軽油引取税」を、「自動車取得税、軽油引取税、自動車税及び鉦区税」に改め、同項第一号中「これらの」の下に「者の県税等に係る」を加え、同項第五号中「占有している第三者」を、「占有する第三者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「別表第二第六号口」を、「別表第七号口」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「別表第二第六号イ」を、「別表第七号イ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「別表第二第五号」を、「別表第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「別表第二第四号」を、「別表第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例別表第二第四号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 家畜改良増殖法施行令（昭和二十五年政令第二百六十九号）第九条の規定による書換交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 家畜改良増殖法施行令第十条第一項の規定による再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十三号

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

環境影響評価条例施行規則（平成十一年宮城県規則第五号）の一部を次のように改正する。
別表第二の一の項から三の項までの規定中「第七条第一項」を、「第七条の第二一項」に改め、同表の四の項及び十の項中「第十五条の二の五第一項」を、「第十五条の二の六第一項」に改め、同表別表第三の一の項から三の項までの規定中「第七条第一項」を、「第七条の第二一項」に改め、同表の四の項及び十の項中「第十五条の二の五第一項」を、「第十五条の二の六第一項」に改める。

附 則

この規則中別表第二の四の項及び十の項並びに別表第三の四の項及び十の項の改正規定は平成二十三年四月一日から、その他の改正規定は同年六月一日から施行する。

ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十四号

ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則（平成十六年宮城県規則第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第四号中「第十五条の二の五第一項」を、「第十五条の二の六第一項」に改め、同条第四項第九号中「同条例第十条第五項又は」を、「同条第七項又は同条例」に改める。

附 則

この規則中第五条第二項第四号の改正規定は平成二十三年四月一日から、同条第四項第九号の改正規定は同年六月一日から施行する。

救護施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十五号

救護施設条例施行規則を廃止する規則

救護施設条例施行規則（平成十七年宮城県規則第四百四十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

養護老人ホーム条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十六号

養護老人ホーム条例施行規則を廃止する規則

養護老人ホーム条例施行規則（平成十七年宮城県規則第四百十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特別養護老人ホーム条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十七号

特別養護老人ホーム条例施行規則を廃止する規則

特別養護老人ホーム条例施行規則（平成十七年宮城県規則第四百十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

乳児院条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十八号

乳児院条例施行規則を廃止する規則

乳児院条例施行規則（平成十七年宮城県規則第四百十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

薬用植物園条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

○宮城県規則第十九号

薬用植物園条例施行規則を廃止する規則

薬用植物園条例施行規則（平成十一年宮城県規則第三十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十号

後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成二十年宮城県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十年宮城県条例第二十七号」の下に、「。以下「条例」という。」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

（条例附則第二項に規定する交付金の交付の申請）

2 広域連合は、条例附則第二項に規定する交付金の交付を受けようとする場合は、知事が別に定める日までに、交付を受けようとする交付金の積算の基礎を明らかにした書類その他知事が必要と認める書類を添えて、後期高齢者医療財政安定化基金事業交付金交付申請書（特例用）（様式第十四号）を知事に提出しなければならない。

3 第五条、第十一條第一項及び第十四條の規定は、前項の規定により申請のあった交付金の交付について準用する。この場合において、第五条第一項中「前条」とあるのは、「附則第二項」と、「交付金」とあるのは、「条例附則第一項に規定する交付金（以下「交付金」という。）」と読み替えるものとする。

様式第十三号の次に次の一様式を加える。

様式第14号（附則第2項関係）

第 年 月 日 印

宮城県知事 殿

宮城県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 印

後期高齢者医療財政安定化基金事業交付金交付申請書（特例用）

後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則附則第2項の規定により、下記のとおり交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

交付希望額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十一号

国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則

国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則（平成十四年宮城県規則第百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十五条の二」を「第六十八条の三」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十二号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則（平成十一年宮城県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表材料加工関連機器の項中

精密平面研削盤	一時間につき	八五〇円
赤外線熱画像装置	一時間につき	六〇〇円

精密平面研削盤	一時間につき	八五〇円
---------	--------	------

大型連続式放電プラズマ焼結機	一時間につき	一五、三〇〇円
----------------	--------	---------

を

大型連続式放電プラズマ焼結機	一時間につき	一五、三〇〇円
ピッカー硬度計	一時間につき	六〇〇円
マイクロピッカー硬度計	一時間につき	七〇〇円

に改め、同表電子・情報関連機器の項中

を

シンセサイズドシグナルソース	一時間につき	五〇〇円
ストレージオシロスコープ	一時間につき	五〇〇円

に、

を

シンセサイズドシグナルソース	一時間につき	五〇〇円
----------------	--------	------

に、

を

静電気測定機	一時間につき	三〇〇円
--------	--------	------

を

を

顕微鏡機能付き赤外線サーモグラフィ	一時間につき	五〇〇円
静電気測定機	一時間につき	三〇〇円

に改め、同表食品・バイオテクノロジー関連機器の項中

を

クリーンベンチ	一時間につき	五〇〇円
ガスクロマトグラフ(TCD、FID)	一時間につき	三、五〇〇円

に、

に、

クリーンベンチ	一時間につき	五〇〇円
---------	--------	------

に、

ケミルミネッセンスアナライザ	一時間につき	七〇〇円
----------------	--------	------

を

ケミルミネッセンスアナライザ	一時間につき	七〇〇円
味評価装置	一時間につき	一、四〇〇円
香り評価装置	一時間につき	一、七〇〇円
飽和蒸気調理機	一時間につき	六〇〇円
官能評価装置付ガスクロマトグラフ質量分析装置	一時間につき	一、二〇〇円
蛍光マイクロプレートリーダー	一時間につき	一、一〇〇円
高速液体クロマトグラフ質量分析装置	一時間につき	一、五〇〇円

に改め、同表分析・測定関連機器の項中

を

レーザー顕微鏡	一時間につき	一、二〇〇円
---------	--------	--------

を

を

レーザー顕微鏡	一時間につき	一、二〇〇円
ガスクロマトグラフ	一時間につき	五〇〇円

に改める。

に改める。
附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十二号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年宮城県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 省令第二条第一項の添付図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

- 一 手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）第二条第一項の表二百九十一の項一の知事が指定する者が申請に係る計画が法第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合することを証する書類（以下「認定基準適合証明書」という。）により当該申請に係る計画が認定基準に適合することを証明しようとする場合 当該認定基準適合証明書類
- 二 申請に係る計画が認定基準に適合することを認定基準適合証明書類以外の書類により証明しようとする場合 認定基準に適合することを証するに足る書類として知事が認めるもの

第三条中「添付図書」の下に、「のうち変更に係るもの」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

前条第二項の規定は、省令第八条の添付図書のうち変更に係るものについて準用する。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十四号

証紙規則の一部を改正する規則

証紙規則（昭和三十九年宮城県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

券 種	刷 色	意 匠	寸 法
一 円	にぶ赤茶		

五 円	灰味紫	さくら	縦 二五・五ミリメートル 横 三六・〇ミリメートル
十 円	にぶ青紫		
三十 円	にぶ青緑	さくら	縦 二五・五ミリメートル 横 三六・〇ミリメートル
五十 円	にぶ緑		
百 円	灰味オリーブ	さくら	縦 二五・五ミリメートル 横 三六・〇ミリメートル
二百 円	暗い黄味茶		
三百 円	灰味赤茶	さくら	縦 二五・五ミリメートル 横 三六・〇ミリメートル
五百 円	黄茶		
千 円	紅	さくら	縦 二五・五ミリメートル 横 三六・〇ミリメートル
二 千 円	紫		
三 千 円	青	さくら	縦 二五・五ミリメートル 横 三六・〇ミリメートル
五 千 円	黄緑		
一 万 円	うぐいす	さくら	縦 二五・五ミリメートル 横 三六・〇ミリメートル

附 則

この規則は、証紙条例の一部を改正する条例（平成二十三年宮城県条例第四十六号）の施行の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百二十八号

道路占用料規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月二十二日

道路占用料規程の一部を改正する告示

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路占用料規程（平成九年宮城県告示第四百六十五号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項第三号中「市の区域にあつては三百三十円、町村の区域にあつては二百八十五円（一基当たり）」を「基地局一基当たり条例に定める占用料の十分の七に相当する金額を減じた金額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の道路占用料規程第三条第一項第三号の規定は、この告示の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

○宮城県告示第二百二十九号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第三項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び同法第八条第一項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に係る手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）第一条第一項の表二百九十一の項1の知事が指定する者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関とする。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩